令和 4 年度 第 203 回佐用町農業委員会会議録

令和4年4月20日、午後1時30分 佐用町役場西館2階 にて召集した。

1. 出席者は次のとおりです。

1番 腰前 正好	2番 山本 孝行	3番 蔭山 武喜
4番 大谷 明	5番 安本 隆己	6番 福田 範康
7番 竹内 辰已	8番 間嶋 義弘	9番 松岡 英雄
10番 福原 正幸	11番 金谷隆志	12番 花井 義信
13番 古川 由美		

2. 欠席委員は次のとおりです。

- 3. 委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名は次のとおりです。 農地利用最適化推進委員 横山 隆夫 、 隂山 哲博 、 柿本 美満夫 事務局長 井土 達也 、書記 押田 晃英・波戸 雄太・金城 皆美
- 4. 会議案件は次のとおりです。
- (1)会議録署名委員指名
- (2) 報告第1号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (3) 議案第1号 農地法第3条の許可申請について
- (4) 議案第2号 農地法第4条の許可申請について
- (5) 議案第3号 農地法第5条の許可申請について
- (6) 議案第4号 農地法第3条第2項第5号の申請について
- (7) 議案第5号 非農地証明書の交付申請について
- (8) 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
- 5. 会議の顛末は次のとおりです。
- 事 務 局 定刻となりましたのでただいまから始めさせていただきます。まず会長から挨拶 お願いいたします。
- 議 長(腰前会長)皆様ご苦労様です。田植え時期が近付いており、コロナで大変な時期で もありますので、体を大事にしていただけたらと思います。またみんなで相談し ながらこれからのことも進めていきたいと思います。事務局も変わりましたので、 いっしょになって頑張っていきたいと思います。ひとつよろしくお願いします。

それではただいまから、佐用町農業委員会第 203 回 4 月定例委員会を開催いたします。本日の欠席委員はありません。したがってただいまの出席委員は 13 名でありますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議が成立しております。次に、佐用町農業委員会会議規則第 12 条第 1 項の規定に基づき、署名委員を指名させていただきます。4 番の大谷委員と 5 番の安本委員にお願いいたします。それでは、ただいまから議事に入ります。事務局より説明願います。

- 事 務 局 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和4年4月20日提出 佐用町農業委員会 会長 腰前正好」 (報告第1号、議案書をもとに朗読)
- 議 長 ただいま事務局より報告がありましたこの案件につきまして、何かご意見、質疑 ございませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。
- 全 員 はい。
- 議 長 それでは報告第1号の案件につきましては承認されました。次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明願います。
- 事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年4月20日提出 佐用町農業委員会 会長 腰前正好」4件の申請がありました。

(議案第1号、議案書をもとに朗読)

- 議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして、蔭山委 員より説明願います。

りません。その他に関する事項も特にありません。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 審議に入ります。1番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。 (「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員はい。

しくお願いします。

議 長 それでは1番の案件につきましては承認されました。次に、2番、3番の案件につきまして、間嶋委員より説明願います。

8番(間嶋委員)議席番号8番の間嶋です。議案第1号2番の案件について説明いたします。 資料は5ページからになります。現地確認については、4月11日13時30分より、 事務局の押田さん、波戸さん、行政事務所のさんとさんと行いまし た。申請場所は資料にありますように、櫛田滝谷集落の東側に位置しています。 譲渡人の さんは佐用町櫛田滝谷に住んでいましたが、令和2年に 市へ転 出され、空き家となり、管理ができなくなりましたので、このたび、家を含めた 所有不動産を売却したいとのことで、町の空き家バンクを利用し、このたび さんが譲受ることとなりました。この登録物件に記載した農地につきまして、 農地法第3条第1項に基づく申請がありました。 さんは当集落での生活基盤 を築き、対象農地につきましては現在保全管理状態でありますが、これは地 域内の農家から支援指導を受けながら農業を始めたいとのことで、別紙営農計画 書を提出されています。譲受人の さんは 1 号の全部効率要件については全て の農地を耕作されるため問題ありません。また、2号は個人であるため問題ありま せん。3号については信託でないため問題ありません。4号の農作業常時要件につ いては年間を通じて野菜作りに従事するため問題ありません。5 号の下限面積につ いては、取得後は316 ㎡となりますが、周辺地域を含めて農業上の総合的かつ効 率的な利用の確保に支障を生ずる恐れがなく、新規就農を促進するために適当と 思われます。6号についても、登記簿のとおり問題ありません。また、7号の地域 調和要件についても、地元の農作業への出役への参加も見込まれますので問題あ りません。以上、第3条第2項の各号にはいずれも該当ありません。以上を踏ま えまして、本案件については許可相当であると考えますので、ご審議のほどよろ

続きまして、議案第 1 号 3 番の案件について説明いたします。現地確認については、4 月 11 日 14 時より、農業委員会事務局の押田さん、波戸さん、譲受人のさんと行いました。申請場所は資料にありますように、櫛田石井集落の西側に位置しています。譲渡人のさんは遠方 県に住んでおられ、管理をすることができないことから、利用権設定により町内の株式会社 へ委託し、耕作管理をしていましたが、譲渡人のさんが遠方在住で農地を手放したいとさんに相談したところ、譲受人のさんが農地は集落内住人で守りたいと

いうことで話がまとまり、今回の申請となりました。譲受人の全部効率化要件について全ての農地を耕作しているため問題ありません。また、2号は個人であるため問題ありません。3号については信託でないため問題ありません。4号の農作業常時要件については年間 150 日従事しているため問題ありません。5号の下限面積については、取得後の面積が 5,519 ㎡となり問題ありません。6号についても、登記簿のとおり問題ありません。7号の地域調和要件についても、地元の農作業への出役へも参加されておられますし、継続的な経営耕作となりますので問題ありません。以上、第3条第2項の各号にはいずれも該当ありません。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 審議に入ります。審議につきましては、1件ごとに行います。2番の案件につきま して、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員はい。

議 長 それでは2番の案件につきましては承認されました。続いて、3番の案件につきま して、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは3番の案件につきましては承認されました。次に、4番の案件につきまして、松岡委員より説明願います。

9番(松岡委員)議席番号 9番の松岡です。議案第 1 号 4番の案件について説明いたします。 資料は 14 ページからになります。現地確認については、4 月 7日 13 時 30 分より、

行政書士、事務局の金城さんと 3 名で行いました。申請場所は資料にありますように、安川集落の北東の住宅に隣接した畑と、北側の田となります。譲渡人は現在 に住んでおられ、畑は耕作しておらず田は譲受人が経営する農業法人が耕作していました。譲渡人は今後も耕作の意思がなく、譲受人に相談したところ譲受人も農地を拡大したいとのことで話がまとまり、今回の申請となりました。譲受人は、1号の全部効率化要件については、これまで 45 年間、農地を耕作しているため問題ないと考えます。2 号については個人であるので問題ありません。3 号の信託要件については、信託ではないため問題ありません。4 号の農作業常時要件については、年間 260 日の従事で問題ありません。5 号の下限面積については取得後の面積が 7,800 ㎡超となるため問題ありません。6 号についても登記簿のとおり問題ありません。また、7 号の地域調和要件についても、現状耕作中で問題ありません。以上、第 3 条第 2 項の各号にはいずれも該当しません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので、ご審議のほどよろ

しくお願いします。

議 長 審議に入ります。4番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。 (「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは4番の案件につきましては承認されました。次に、議案第2号「農地法 第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務 局より説明願います。

事 務 局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について 農地法 第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年4月 20日提出 佐用町農業委員会 会長 腰前正好」1件の申請がありました。 (議案第2号、議案書をもとに朗読)

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして、福原委員より説明願います。

10番(福原委員)議席番号 10番の福原です。議案第 2 号 1番の案件について説明します。現地確認は、4 月 8 日 14時 00分より、借受人の 社員の 氏、事務局の押田さん、波戸さんと私の 4名で行いました。資料は 20ページからになります。申請地の位置は資料 21ページにありますように、県道若狭下三河線線船越のひまわり館前の坂道を 200m程登った左側奥 3 筆目になります。資料の申請地マークがはずれてまして、右下の銀色のラインが 6 列見える正方形の畑地です。申請地の状況は営農型太陽光発電設備が設置され、パネル下にはブルーベリーが植えてあり管理されてました。申請地は平成 31年 4 月の第 167 回農業委員会で許可され営農型太陽光発電設備を設置し営農していますが、許可期限が 3 年だったため、今回期間延長の申請となりました。これまで3年間の収量報告がされていますし、営農継続及び営農型発電設備による事業を廃止した時の設備撤去の確約書、隣接地所有者の同意書、自治会長及び水利代表者の同意も得られています。以上を踏まえまして、当該申請については許可が相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 審議に入ります。1番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。 (「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは1番の案件につきましては承認されました。次に、議案第3号「農地法 第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務 局より説明願います。

事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について 農地法 第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年4月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長 腰前正好」2件の申請がありました。 (議案第3号、議案書をもとに朗読)

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして、大谷委員より説明願います。

4番(大谷委員)議席番号4番の大谷です。議案第3号1番の案件について説明いたします。 資料は26ページから30ページになります。現地確認については、4月11日9時 から、事務局の押田さん、波戸さん、申請者さん、上記代理人 行政事務所の さん、農業委員大谷の 5 名で行いました。申請場所は佐用町 口長谷です。申請書位置図のとおり国道 373 号宗行から奥長谷に向かって数百メ ートルの交差点を 200mほど南下したところ、また横坂から長谷への小さな峠を下 ってすぐのところにあるのすぐ前になります。本件、農地の所有権移転と 転用の申請について説明します。添付しております図面のとおりの通路は、 一本道で幅員が狭く方向転換する場所がありません。毎日畜舎へ搬入する畜産資 材、飼料、餌のトラックや牛乳の集乳タンクローリー等が頻繁に出入りし、積み 下ろし作業を行っています。一方通行しかできない通路なので1台が積み下ろし 作業中に他のトラックが来ますと、施設前の町道で路上駐車して待機する状態で 効率が悪いばかりか大型の車を路上に駐車させることによって通行する他の皆様 に大変なご迷惑をかけている状態でした。今のところ事故は起こっていませんが 前々から何件かのクレームがあることは知っていました。早急に解決すべき問題 でした。今般、隣接する譲渡人、さんの協力もあって畜舎の入り口に面 した田を転用造成し、駐車場用地とする計画であります。では、申請に記載され ている1から9までの事柄を説明します。1、権利の種類ですが所有権移転。2、 申請当事者ですが譲受人は 、譲渡人は 。3、許可を受けようとする 土地ですが、申請地は口長谷字 、現況田、389 ㎡。4番権利設定、移 転の当事者別の理由は申請の経緯で申し上げたとおりでございます。5、権利設定 または移転する契約の内容は、許可あり次第早急に取り掛かる。6、転用の時期、 目的に係る事業、施設の概要は、計画では6月1日より造成開始で、施工期間は 余裕をもって40日間、7月11日より半永久的に使用。7、転用の目的に係る資金 計画は、所要資金として土地購入費を含めて総額 62 万弱、資金調達は自己資金。 申請者のこさんは佐用を代表する酪農業者であり、認定農業者であります。せつ かくですから の経営規模を紹介します。

今回の設備投資は土地購入費を含めて 60 万円あまりです。経営規模から申し上げて、全く問題のない金額と確認を受けました。8、転用することによる付近への影響ですが、トラック待機場所及び露天駐車場につき、他に与える影響はない。9、その他参考となる事項は、周辺農地への影響等についても隣

接者、及び自治会長、水利代表様からの同意書を得ていることから問題ないと思われます。以上でございます。本案件につきましては許可が必要であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 審議に入ります。1番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。 (「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは1番の案件につきましては承認されました。次に、2番の案件につきまして、福原委員より説明願います。

10番(松岡委員)議席番号10番の福原です。議案第3号2番の案件について説明します。資

料は31ページから38ページになります。現地確認は、4月8日13時30分より、 行政書士の さんと、事務局の押田さん、波戸さんと私の 4 名で行いました。 申請地の位置は資料 32 ページにありますように、県道若狭下三河線の中三河公民 館手前の交差点県道中三河佐用線を入った右側になります。申請地の状況は畑と して一部ネギが栽培されていました。申請の経緯ですが、譲受人のことんは を営んでいますが、現住宅は2度の水害にあっ ており、事務所併用住宅建設と現在手狭である来客用駐車場の整備を計画し隣接 地を取得し令和3年6月第193回農業委員会で承認をいただき新築計画を進め ていましたが、地盤に不安があり本申請地を含めた事業計画を再検討してきたと ころ、今回、幸いにも農用地区域から除外していただけたため今回の申請となり ました。立地基準による判断については、本申請地は農用地区域から除外となっ たため問題ありません。また、本件土地以外に周辺の土地で目的を達成できる土 地はありません。一般基準による判断については資力、信用については自己資金 でまかなわれ、計画日程内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の影響等に ついても隣接者の同意書、自治会長及び水利代用者の同意書も得られているので 問題ないと思います。以上を踏まえまして、当該申請については許可が相当であ

議 長 審議に入ります。2番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。 (「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

ると考えますのでご審議のほどよろしくお願いします。

全 員はい。

議 長 それでは2番の案件につきましては承認されました。 次に、議案第4号「農地 法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の指定について」を議題といたしま す。事務局より説明を願います。

事 務 局 「議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の指定について」 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積(1平方メートル)の指定について、下記農地の申請があったので審議を求める。令和4年4月20日提出 佐用 町農業委員会 会長 腰前 正好」1件の申請がありました。 (議案第4号、議案書をもとに朗読)

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて、1番の案件は、担当 地区が私になりますので、議事進行を山本職務代理にお願いしたいと思います。

職務代理 失礼します。それでは議事を進行します。1番の案件につきまして、腰前委員より説明を願います。

1番(腰前委員)現地確認は、4月8日9時ごろより、事務局の押田さん、波戸さんと商工観光 課職員 2名、私の5名で行いました。申請地はまだ空き家バンクに登録しておら ず、これから空き家といっしょに売買したいという申請になります。売買が成立 すればまた申請がでてきます。空き家の場所は平松の橋の垣にある2件のうち谷 側の家です。申請地は木を植えており、 $50\sim60$ ㎡ほどあり、それを空き家とセッ トで売りたいというものです。以上です。

職務代理 審議に入ります。1番の案件につきまして、何かご意見、質疑ございませんか。 (「ありません」の声あり)

職務代理 意見等が無いようでありますので、1 番の案件につきましては、別段の面積を 1 平方メートルと決定してよろしいですか。

全 員はい。

職務代理 それでは1番の案件につきましては別段の面積を1平方メートルと決定されました。次の案件からは、会長に議事進行をお願いしたいと思います。

会 長 それでは、議事を進行します。次に、議案第 5 号「非農地証明交付申請の承認に ついて」を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 5 号「非農地証明交付申請の承認について 下記農地について、非農地証明の交付申請があったので審議を求める。 令和 4 年 4 月 20 日提出 佐用町農業 委員会 会長 腰前正好」4 件の申請がありました。

(議案第5号、議案書をもとに朗読)

- 議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして、担当委 員の蔭山委員より説明願います。
- 3番(蔭山委員)議席番号 3番の蔭山です。議案第 5 号 1番の案件について説明いたします。 資料は 45ページからになります。現地確認については、4月 11 日 9 時 50 分より、 事務局の押田さん、波戸さん、 行政書士事務所の さんと私の 4 名で行いました。申請場所は、資料にありますように長尾集落内にある より北へ 300 mくらいのところにあります。 佐用町の空き家バンクへの申し込みをする際に亡くなった母親から引き継いだ所有不動産の調査をしたところ 8 筆の土地が田畑の登記のままであることが新たに分かりました。 周囲の状況からみても田畑に復旧することは不可能であることから、地目変更を行いたいとのことで本申請に至っています。 現況の地番 は昭和 60 年ごろより耕作を放棄されて原野化されています。 自治会長、農会長の証明もあり、本人の始末書もあります。 この農地も

非農地となってから 20 年以上経過していることも認められ、周囲の状況からみても非農地としても特段の影響がないと見込まれます。その他に関する事項は特にありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 審議に入ります。1番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。 (「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは1番の案件につきましては承認されました。続いて、2番の案件につきま して、山本委員より説明願います。

2番(山本委員)議席番号2番の山本です。議案第5号2番の案件について説明いたします。

資料は52ページから57ページです。現地確認は、4月8日15時より、隣家の■さんと事務局2名と私の4名で行いました。申請地はマックスバリュ前の信号より西山、山田を通る県道上福原佐用線を行き、幕山地区の最初の集落になります。申請に至った経緯を説明いたします。資料53ページの申請地は■さん、現在は相続され申請人の■さんの土地で、地目は畑です。家屋は■さんの家屋です。赤字で申請地と記入されている土地の字の横が■さんの土地です。今は亡くなられた両家の親が昭和40年以前に口約束にて交換をしてお互いに家屋を建てています。現在は両方とも空き家です。今回非農地証明を申請したのち、土地を交換するために申請にいたりました。現地の状況は57ページの写真のとおりです。自治会長の証明も添付されています。水利権者はありません。先ほどのことは非農地証明の審査基準の3(2)農地に復旧するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。また隣接者の同意も得られていますので問題ないと思います。その他は特にありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 審議に入ります。2番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。 (「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員はい。

議 長 それでは2番の案件につきましては承認されました。続いて、3番の案件につきま して、松岡委員より説明願います。

9番(松岡委員)議席番号 9番の松岡です。議案第 5 号 3 番の案件について説明いたします。 資料は 58 ページからになります。現地確認については、4 月 7 日 13 時 30 分より、

行政書士、事務局の金城さんの 3 名で行いました。申請場所は資料にありますように、安川集落の北東になります。申請人は本件土地を相続し登記を行ったところ登記簿上の土地が田のままであることが発覚し、地目変更を行いたいとのことで本申請に至りました。現況は、昭和 55 年に宅地と一体利用する形で倉庫を

建設、一部は庭園として現在に至っています。農地の使用については申請者の始末書も添付されています。本件は非農地証明の審査基準3(2)のうちに復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、及び審査基準の4(1)20年以上経過し非農地として判断して特段の影響がない場合にあてはまります。また、自治会長、水利代表、隣接地所有者の同意書も得られており問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件につきましては許可が相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 審議に入ります。3番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。 (「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員はい。

議 長 それでは3番の案件につきましては承認されました。続いて、4番の案件につきま して、花井委員より説明願います。

12番(花井委員)議席番号 12番の花井です。議案第 5 号 4番の案件について説明いたします。 資料は 64ページから 74ページになります。現地確認については、4 月 8 日 11 時より、代理人 さん、事務員の さん、事務局の波戸さん、押田さん、金城さん、私の 6 名で行いました。申請場所は資料にありますように、久保集落センターから 200mほど南集落の中ほどに位置します。申請人は令和 3 年に宅地を相続登記するとき地目が畑であることが判明し、地目登記に必要とのことで本申請にいたっています。現況は昭和 51 年ごろより資料のとおり宅地として利用していたもので、その状況経過等については自治会長の証明、無断転用の始末書も提出されています。つきましては、非農地証明の審査基準 3 (2) 農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。地元自治会長、水利代表者、隣接者の同意も得られていますので問題ないと思います。その他に関する事項は特にありません。以上を踏まえまして、本案件について許可が相当であ

議 長 審議に入ります。4番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。 (「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

ると考えますのでご審議のほどよろしくお願いします。

全 員はい。

議 長 それでは4番の案件につきましては承認されました。次に、議案第6号「農業経 営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたし ます。 事務局より説明を願います。

事 務 局 議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 農業経営基盤促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める 令和 4 年 4 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長腰前正好」

(議案第6号、議案書をもとに朗読)

議 長 ただ今説明がありましたような利用集積計画となっております。何かご意見、質 疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようですので、決定してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは議案第6号については原案通り決定されました。 それでは本日の議案審議につきましては以上をもちまして終了いたします。

(午後2時15分 閉会)

令和4年4月20日

議 長	<u> </u>
4番	(1)
_	_
5番	